

安来市立広瀬小学校 P T A 会則

(名称・組織)

第 1 条 本会は安来市立広瀬小学校 P T A (以下本会という) といい、広瀬小学校の保護者と学校に勤務する教職員と、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

(事務局)

第 2 条 本会の事務局は広瀬小学校におく。

(目的)

第 3 条 本会は家庭教育・社会教育を充実し、家庭教育活動が完全に実施できる態勢をつくり、児童の幸福を増進することを目的とする。

(方針)

第 4 条 本会は教育を本旨とする民主的団体で、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために、他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党・宗教にかたよることなく、また、いかなる団体の支配・統制干渉も受けない。
3. 学校の人事その他管理には干渉しない。
4. 公教育費の充実につとめる。

(活動)

第 5 条 本会は前条の方針に従い、その目的を達成するために次の活動を行う。

1. 家庭・学校・社会における児童の福祉を増進することにつとめる。
2. 教育の振興・教育環境を整備改善する。
3. 家庭と学校の緊密な連絡によって、児童の生活を補導する。
4. 会員の研修及び親睦をはかる。

(機関)

第 6 条 本会に次の機関をおく。

1. 総会…年 1 回以上開催し、会運営について報告反省等を行う。
2. 常任委員会…総会の代議機関であって、役員を選出、承認、事業計画、予算、決算の承認、規約の改廃等一切の重要事項を決議する。
3. 部長会…正副会長・専門部正副部長をもって構成し、業務の執行と緊急事項の処理にあたる。
4. 専門部会…必要に応じて開催し、それぞれの所轄の事業を行う。
5. 学級委員会…この会は学級委員長が招集し、学級 P T A に関する事業を行う。
6. 学年委員会…この会は学年委員長が招集し、学年 P T A に関する事業を行う。
7. 親子会…児童の健全育成について、各地区毎に必要なに応じて開催する。
8. 親子会連絡協議会…各親子会及び本会との連絡調整のため必要なに応じて開催する。

(専門部)

第 7 条 専門部は、研修・環境・生活・体育・文化の五部とし、部員は各学級委員があたる。ただし、地区等を考慮して、他の会員より会長が委嘱することができる。また各部の長についても、あらかじめ会長が委嘱することができる。

(役員)

第 8 条 本会に次の役員をおく。任期は 1 年間とし、補欠により就任した者の任期は前任者の残任期間とする。

会長 1 名 副会長 3 名
常任委員 (正副会長 4 名、学級正副委員長一学級倍、専門部正副部長 10 名、
教員 3 名) 若干名
監事 2 名 事務局若干名

(役員を選出)

第 9 条 役員を選出方法は次の通りとする。

1. 正副会長は年度末常任委員会において選出する。
会長は、次年度の最高学年から選出する。但、立候補がある場合はこの限りでない。
2. 監事は会長より常任委員会において選出する。
3. 事務局は会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理し会議の議長をつとめる。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは代行する。
3. 監事は会計の監査にあたる。
4. 事務局は庶務会計等の会務を処理する。

(会計)

第11条 本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第12条 本会の会計年度は、毎月4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(細則)

第13条 本会の運営上必要な細目は別にこれを定める。

(会議)

第14条 常任委員会は、委員の半数以上が出席しなければ議決することができない。

(付則)

第15条

- 本会則は、昭和42年3月18日から施行する。
- 本会則は、昭和55年3月8日から施行する。
- 本会則は、昭和62年4月25日から施行する。
- 本会則は、平成2年4月21日から施行する。
- 本会則は、平成3年4月27日から施行する。
- 本会則は、平成5年5月15日から施行する。
- 本会則は、平成7年3月10日から施行する。
- 本会則は、平成8年3月8日から施行する。
- 本会則は、平成12年5月13日から施行する。
- 本会則は、平成17年3月4日から施行する。
- 本会則は、平成22年3月4日から施行する。
- 本会則は、令和3年2月19日から施行する。

広瀬小学校 P T A 細則

(専門部)

第 1 条 専門部は研修・環境・生活・体育・文化の五部とし、事業は次の通りとする。

1. 研修部

- (1) 会報の発行、その他広報活動に関する事。
- (2) 会員の研修に関する事。
- (3) 学校参観に関する事。

1. 環境部

- (1) 学校環境整備・美化に関する事。
- (2) 校舎内外の施設設備の検討改善に関する事。
- (3) その他の環境整備に関する事。

1. 生活部

- (1) 社会生活における生活指導に関する事。
- (2) 交通安全指導に関する事。
- (3) 水難事故防止に関する事。
- (4) 親子会連絡協議会の運営に関する事。

1. 体育部

- (1) 親子運動会の運営補助に関する事。
- (2) 会員のスポーツ行事に関する事。
- (3) P T A バレーボールに関する事。
- (4) その他の体育・保健活動に関する事。

1. 文化部

- (1) 文化活動の企画運営に関する事。
- (2) ベルマークの収集整理及び発注に関する事。
- (3) その他の文化活動に関する事。

第 2 条 専門部は各々部長・副部長を 1 名おく。

(造林理事)

第 3 条 造林理事は正副会長があたり、学校林の管理を担当する。

(学級 P T A)

第 4 条 学級会員より学級委員を 7 名、地域・性別を考慮して選出する。

但、学年 1 クラスの学年は 8 名、そのうち 2 名を学年副委員長とする。

(学年 P T A)

第 5 条 学級正副委員長の互選により学年正副委員長を決定する。

(会費納入期限)

第 6 条 会費納入は毎月 20 日までに行う。

(付 則)

第 7 条

- 本細則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。
本細則は、昭和 55 年 3 月 8 日から施行する。
本細則は、平成 2 年 4 月 21 日から施行する。
本細則は、平成 7 年 3 月 10 日から施行する。
本細則は、平成 8 年 3 月 8 日から施行する。
本細則は、平成 12 年 5 月 13 日から施行する。
本細則は、平成 22 年 3 月 4 日から施行する。

[申し合わせ事項]

1. 学級委員の任期は 1 年とし、一人の子供につき通算 (6 年) の役員の期間は 2 期を限度とする。ただし、委員に欠員が生じた場合および自薦の場合は、この限りではない。
2. 会長・副会長の通算の任期は 2 年を限度とする。但し、会長の任期は 1 年とする。(過去にさかのぼって、通算 2 期された方も対象とする。) なお、事情によってはこの限りではない。

(付 則)

本申し合わせ事項は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

広瀬小学校 P T A 慶弔規定

1. [弔 事]
会員並びに児童死亡の際は香資をおくる。
2. [見 舞]
本会事業に参加中の事故で入院等を必要とした場合は、協議により見舞金をおくる。
3. [教職員]
 - (1) 弔 事
一親等家族の死亡には香資をおくる。
 - (2) 転 任
次の基準により餞別をおくる。ただし、本会に特に関係のある教職員については協議する。

勤続1年まで	…	2,000円
勤続3年まで	…	3,000円
それ以上	…	5,000円
4. 以上の基準に従いその都度協議して行うものとする。
5. 本会からのおくり物に対しては返礼しない。

※本規定は、平成16年4月27日から施行する。
本規定は、平成29年5月 2日一部改正し、同日から施行する。